船橋市光化学スモッグ緊急時削減措置実施細目

第1 趣旨

この実施細目は、船橋市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第3項の規定に基づき、市協力工場の削減措置に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 市協力工場の選定

要綱第6条第1項に規定する市協力工場(県協力工場を除く。)は、あらかじめ必要事項を調査し、選定するものとし、要綱第13条に規定する期間前までに、その結果に基づき当該市協力工場に削減措置に関する協力を依頼する。

第3 原燃料の重油換算

要綱第6条第2項第1号に規定する原料及び燃料の使用量(以下「燃料使用量等」という。)の重油の量への換算は、別表第1により行う。

第4 合理的な削減

要綱第7条第1項第1号に規定する緊急時等における光化学スモッグの原因物質の削減は、次の各号に留意して行う。

- (1) 不要不急な燃焼行為を行わないこと。
- (2) 重油等の重質燃料の使用量を優先すること。
- (3) 燃焼方法の改善等の措置により、窒素酸化物排出量を削減すること。
- (4) 燃料使用量等の削減による場合は、買電量の増加が伴わないこと。

第5 稼働状況ごとの削減量

要綱第7条第1項第1号に規定する光化学スモッグの原因物質の削減は、発令時のばい煙発生施設等の稼働状況に応じ、次表の通り行う。

発令時の稼働状況	削	浙	或	星
通常以上であるとき	発令時の値から燃料 まで削減すること。	斜使用量等	等削減計画	書に定める削減値
通常未満であるとき	発令時の値から要約 区分ごとに定められ			

第6 削減に要する時間

要綱第7条第1項第1号に規定する市協力工場が行う燃料使用量等の削減に要する時間は、特別の事情を除き、通報を受けた後、30分以内とする。

第7 市協力工場への通報

要綱第7条第1項第1号に規定する注意報等が発令等されたときの市協力工場への通報は、ファクシミリ又は電話により行う。

ファクシミリにより通報したときは、市協力工場の受信を確認する。

第8 削減措置の確認

要綱第7条第1項第1号に規定する削減措置の確認は、立入検査又は事業者からの報告により行う。

第9 燃料使用量等削減計画書の提出

要綱第6条第1項に規定する市協力工場は、あらかじめ、緊急時等における燃料使用量等削減計画書(以下「計画書」という。)を作成し、別に定める様式(様式1及び別紙1、2、3、4、5に図面等必要書類を添付)により市長に提出するものとする。

第10 燃料使用量等の削減の方法

計画書における燃料使用量等の削減は、原燃料使用量又は窒素酸化物排出量の 通常の値(以下「通常値」という。)を基礎として行うものとし、ここで用いる 通常値は、次の各号により算出する。

(1) 原燃料使用量による場合 次の式により算出した値

計画年度原燃料使用量 通常値(k1/時) = 前年4月から10月までの原燃料使用量(k1) 前年4月から10月までの工場等の操業時間(時)

工場等の操業時間:ばい煙発生施設が稼働しているときの工場等の操業の通算時間

(2) 窒素酸化物排出量による場合 算出の根拠を説明した資料に基づき算出した値

第11 燃料使用量等の削減報告書の提出

要綱第6条第1項に規定する市協力工場は、市からの緊急時等の措置の求めに 応じ、実施した措置(休止の場合には、その旨を記載)を様式2により、発令当 日から1週間以内にファクシミリにより報告するとともに、正本は保管(保管期間は1年とする。)し、市長が提出を求めたときは、速やかに提出するものとす る。

第12 削減措置等の特例

要綱第6条第1項に規定する市協力工場は、特別の理由により、要綱に掲げる 削減率の達成が困難な場合及び削減に要する時間が30分を超える場合には、そ の状況を具体的に説明する理由書を堤出し、削減率及び削減に要する時間につい てあらかじめ市と協議するものとする。

別表第1 (原燃料使用量の重油換算)

原燃料の種類	原燃料の量	重 油 の 量
液体燃料	1 L	
固体燃料	1.6 k g	1 L
気体燃料	1.6 Nm ³	
一般廃棄物	1 k g	0.48L
その他の原料	1 k g	当該原料 1 kgの処理に伴い発生する平均的な 窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を 燃焼に伴い発生する重油 (1 L当たりの発熱量 9,000kcal、窒素含有率0.15%、比重0.9)の量

作成日 平成17年3月10日

改正日 平成20年4月1日

改正日 令和3年3月1日